

広島県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年五月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年五月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	山県郡北広島町川戸字榎ヶ埵地四六九番七地先から 山県郡北広島町川戸字沖野下四七一八番三地先まで	平成二十五年五月十六日